

北上市職員の住居手当規則の一部を改正する規則

北上市職員の住居手当規則（平成3年北上市規則第38号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(適用除外職員)</p> <p>第2条 給与条例第13条第1項第1号の規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。</p> <p>(1) <u>地方公共団体、沖縄振興開発金融公庫若しくは国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人又はその他市長が定める法人から貸与された職員宿舎に居住している職員</u></p> <p>(2) <u>職員の扶養親族たる者（給与条例第10条に規定する扶養親族で同条例第11条第1項の規定による届出がされている者に限る。以下この号において同じ。）が所有する住宅及び職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）</u>、父母又は配偶者の父母で職員の扶養親族たる者以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅並びに市長がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員</p> <p>(権衡職員の範囲)</p>	<p>(適用除外職員)</p> <p>第2条 給与条例第13条第1項第1号の規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。</p> <p>(1) <u>国、他の地方公共団体その他市長が定める法人から貸与された職員宿舎に居住している職員</u></p> <p>(2) <u>職員の扶養親族たる者（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）で他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けているもの及び給与条例第10条第2項に規定する扶養親族をいう。以下この号において同じ。）</u>が所有する住宅及び職員の配偶者、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅並びに市長がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員</p> <p>(権衡職員の範囲)</p>
<p>第4条 給与条例第13条第1項第2号の規則で定める職員は、</p>	<p>第4条 給与条例第13条第1項第2号の規則で定める職員は、</p>

北上市職員の単身赴任手当規則（平成7年北上市規則第31号）第5条第2項に規定する職員で、同条第2項第2号に規定する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は公署の移転（国又は他の地方公共団体の職員であった者にあつては、当該適用）の直前の住居であった住宅（前条に規定する職員宿舍及び住宅を除く。）又はこれに準ずるものとして市長の定める住宅を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃を支払っているものとする。

北上市職員の単身赴任手当規則（平成7年北上市規則第31号）第5条第2項に該当する職員で、同条第2項第2号に規定する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は公署の移転（国又は他の地方公共団体の職員であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となった者にあつては、当該適用、外国の地方公共団体の機関等に派遣される北上市職員の処遇等条例（平成3年北上市条例第31号）第2条第1項の規定に基づく派遣若しくは公益的法人等への北上市職員の派遣条例（平成14年北上市条例第5号）第2条第1項の規定による派遣から職務に復帰した職員又は北上市職員の休職の事由条例（平成3年北上市条例第22号）第2条第1項第1号の規定に基づく休職から復職した職員にあつては当該復帰又は復職）の直前の住居であった住宅（前条に規定する職員宿舍及び住宅を除く。）又はこれに準ずるものとして市長の定める住宅を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃を支払っているものとする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。